

令和元年11月29日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町補助金等検討委員会

委員長 島田 高志

委員 大和田一紘

委員 高橋 成夫

委員 前田 早苗

委員 三室 茂浩

令和2～令和4年度における 三芳町公募補助金の交付申請に対する審査・判定結果の報告

このたび、貴職より当委員会に令和元年9月18日付けで依頼された「三芳町公募補助金申請」に関して、審査・判定を行いましたのでその結果を報告いたします。

記

1 申請案件の判定方法

今回申請のありました1件について「三芳町公募補助金交付申請審査判定基準」を適用し個別申請案件の審査判定を行いました。

2 今回申請案件に対する委員会の審査・判定結果

委員会の各申請に対する評価判定は、まず当該活動・事業に「公益性の有無」を判定し、公益性があると判定された申請に対して評点を付けるという順序で審査を行いました。

委員会全体として「公益性あり」と判断された案件は1件、「公益性なし」と判断された案件は0件となりました。

今回の各案件の「総合評点」による区分は、以下のとおりでした。また、それぞれの申請に対する「委員会としての意見」は、別紙3「公募補助金申請の評価判定結果一覧」に記載しました。

<総合評定の結果>

(1) 交付を行うべきもの（評定区分A）・・・0件

(2) 申請内容をさらに精査したのち補助決定すべきもの（評定区分B）・・・0件

(3) 原則的には交付すべきではないもの(評点区分C)・・・1件
整理番号1番 「NPO法人 がーべら」

(4) 交付すべきでないもの(評点区分D)・・・0件

3 判定基準に関する意見

今回の判定・審査の実施において、現状の判定基準では実績のない新規団体の評価が難しいため、判定基準の再検討を提案いたします。

当委員会は、上記のとおり審査・判定を行いましたので報告いたします。

以 上